

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 1 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和 2 年 3 月 27 日付け 1 盛監第 74 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項        |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                      |

2 盛教学教第 88 号  
令和 2 年 5 月 25 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 3 月 27 日付け 1 盛監第 74 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会学校教育課）

- (1) 郵便切手の管理に当たり、受払簿が作成されておらず、受払が記録されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 前金払いをした業務委託契約において、完了検査が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

令和元年度から郵便切手受払簿による受払管理を適切に行っている。指摘を受け、改めて郵便切手受払簿による郵便切手の管理について、課内ミーティングにおいて課内周知を行った。

イ 指摘事項（2）について

完了報告書を受理した都度、完了検査を行うように事務を改め、実例を示しながら課内へ周知を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について、

原因は、郵便切手受払簿の作成を失念したまま、郵便切手の管理を行っていたことによるものである。

令和元年度から、郵便切手受払簿による受払管理を行っており、文書主任に

よる郵便切手受払簿の点検を行うことで、再発防止に務める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、複数の契約に係る完了検査について、一括して行うものと誤認していたことによるものである。

令和元年度から、完了報告書を受理した都度、完了検査を行うことを徹底し、再発防止に努める。

2 盛教歴第 58 号  
令和 2 年 5 月 27 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三 様  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦 様  
盛岡市監査委員 小山田 正 美 様  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会

千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 3 月 27 日付け 1 盛監第 74 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会事務局歴史文化課）

- (1) 業務委託契約の締結に当たり、非課税文書に収入印紙が貼付されている事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。
- (2) 業務委託契約において、納入される成果品以外の出版に係る部数等について、仕様書で定められている発注者の承諾が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 公の施設の指定管理において、次の事例が見られたので適正な事務の執行を求める。
  - ア 収支計算書に誤りがあるもの
  - イ 指定管理者の所有備品の購入に係る協議が行われていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 指摘事項（1）について  
印紙税法に基づく適正な事務処理について課内で周知徹底を図るとともに、受託者へ指導を行った。
- イ 指摘事項（2）について

受注業者に仕様書に基づき年間の販売部数、売価等について、市の承諾を得るよう指導するとともに、必要な手続きについて契約当事者双方において確認を行った。

ウ 指摘事項（３）アについて

指定管理者から、収支計算書の修正について報告を受けた。

エ 指摘事項（３）イについて

指定管理者に対し、所有備品に係る協議の必要性について指導するとともに、必要な手続きについて周知徹底を図った。

（２）原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（１）について

原因は、前回の定期監査後に課内研修で周知した内容について、担当者への引継ぎが行われず、印紙税法の適正な事務処理に対する意識が不十分であったことによる。

今後は、担当者が変わっても適正な事務の執行が行われるよう、周知徹底を繰り返し行うとともに、複数の職員による相互確認を行い再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、受注業者及び市担当者による仕様書の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員による書類の確認及び決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。

ウ 指摘事項（３）アについて

原因は、収支計算書についての指定管理者の認識不足及び市担当者による確認不足によるものである。

今後は、収支計算書の適切な記載について、指定管理者へ周知徹底を図るとともに、複数の職員による相互チェックを行い再発防止に努める。

エ 指摘事項（３）イについて

原因は、指定管理者及び市担当者による提出書類の確認不足によるものである。

今後は、指定管理者に対し、基本協定書について周知徹底を図るとともに、複数の職員による相互チェックを行い再発防止に努める。

2 盛教西公第 21 号  
令和 2 年 5 月 26 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 3 月 27 日付け 1 盛監第 74 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 西部公民館）

業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 前金払いをした委託契約に係る完了検査が行われていないもの
- (2) 承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせているもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項 (1) 及び (2) について

業務委託契約に当たり、約定に基づく適正な事務処理について、館内であらためて処理内容を確認し、周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項 (1) について

原因は、業務委託契約の業務完了検査に対する認識不足によるものである。

今後は、業務完了後の完了届を適正に受理し、完了検査実施の徹底を図り、再発防止に努める。

イ 指摘事項 (2) について

原因は、業務委託契約約定の理解不足及び認識不足によるものである。

今後は、業務委託契約の内容について館内で確認するとともに、業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、発注者の承諾が必要である旨を受注者に周知し、再発防止に努める。

2 盛教見公第 3 号  
令和 2 年 5 月 26 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 3 月 27 日付け 1 盛監第 74 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（見前地区公民館）

特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 個人番号届出書を使用せずに個人番号を収集しているもの
- (2) 個人番号届出書に本人確認書類の記入がないもの
- (3) 特定個人情報保護管理体制報告書を提出していないもの

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

##### ア 指摘事項 (1) 及び (2) について

報償金、謝金及び賃金等の支払いに係る個人番号届出書の収集及び本人確認について、公民館内で研修を行い、適切な事務処理について周知を図った。

##### イ 指摘事項 (3) について

未提出だった特定個人情報保護管理体制報告書について、令和 2 年 2 月 6 日付けで個人情報保護管理者（総務部長）あて提出した。

##### (2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、個人番号の取扱いに関する通知の認識不足及び本人確認書類欄への記入を失念したことによるものである。

今後は、個人番号届出書を受理した際は、個人情報保護責任者による内容の確認を徹底することで再発防止に努める。



2 盛教乙公号外  
令和2年5月26日

盛岡市監査委員 村田 芳三  
盛岡市監査委員 菅原 和彦  
盛岡市監査委員 小山田 正美  
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市教育委員会  
教育長 千葉 仁一  
(乙部地区公民館)

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年3月27日付け1盛監第74号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 乙部地区公民館）

公衆電話代金の収納に当たり、収納金の指定金融機関等への払込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

公衆電話利用の有無を毎朝確認し、前日分の収納金として指定金融機関等へ振込みをすることとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、収入金取扱事務の認識不足によるものである。

今後は毎日確認し、収納代金がある場合は前日分として指定金融機関等への振込みを行うこととする。

2 盛教玉給号外  
令和2年5月26日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会  
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年3月27日付け1盛監第74号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山学校給食センター）

業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 業務完了届出提出前に完了検査を行っているもの
- (2) 業務完了前の完了年月日が記載された業務完了届出を受理しているもの
- (3) 仕様書に定める保安業務担当者等の通知が行われていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

業務委託完了届提出後に完了検査を行うことを、センター内で周知徹底した。

イ 指摘事項（2）について

適正な業務完了届の受理について、センター内で周知徹底した。

ウ 指摘事項（3）について

仕様書に定める保安業務担当者等の通知の必要性について、センター内で確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、業務委託契約約定等についての担当職員の認識不足によるものである。

今後は、業務委託契約毎に、仕様書及び約定を確認するとともに、地方自治法施行令、財務規則に基づいた手続きを行うことを徹底し、再発防止に努める。